

令和6年 第10回全員協議会会議録

令和6年3月21日 議員控室

○事 件

町長報告事項

(1) 鉛川観光施設関連について（商工観光労政課）

報告事項

(1) 「議会からの町の行政事務等に対する申し入れ」に対する町長からの回答について

○出席議員（14名）

議長	千葉隆君	副議長	黒島竹満君
	赤井睦美君		佐藤智子君
	横田喜世志君		大久保建一君
	関口正博君		宮本雅晴君
	倉地清子君		三澤公雄君
	牧野仁君		安藤辰行君
	斎藤實君		能登谷正人君

○欠席議員（0名）

○出席説明員（6名）

町長	岩村克詔君	副町長	成田耕治君
総務課長	竹内友身君	財務課長	川崎芳則君
商工観光労政課長	井口貴光君	商工観光労政課長補佐	南川隆雄君

○出席事務局職員

事務局長	三澤聡君	事務局次長	成田真介君
庶務係長	菊地恵梨花君		

◎ 開会・議長挨拶

○議長（千葉 隆君） 皆さんご苦労様です。

令和6年第10回全員協議会を開催いたします。夜間帯での開催となりましたが、できるだけ早い時間帯で終わることができたら、その時点で終わりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

◎ 町長報告事項

○議長（千葉 隆君） それでは早速、町長報告事項として、泊川観光施設関連について、お願いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） まずはですね、議員の皆様におかれまして、大変お忙しい中、急遽全員協議会の開催、さらに夜間開催にいたしまして、ご対応下さりましたことに関して、感謝を申し上げたいと思います。鉛川観光施設関連についての補正予算の上程に関して、報告申し上げます。

第1回定例会における補正予算の審議では、歳出に関しては水源、泉源に関わるものであり、ご理解をいただいているものと認識していますが、歳入に関しては期間延長示唆するものであり、このことが理由として否決されたものと思っております。

今回、ご提案申し上げます、契約書の一部変更契約の中で、皆さんがご心配している修繕費用の考え方を示したものであり、先般の予算審議において、議員の皆様から求められた内容を基本として変更するものであります。

このことから、一般会計における補正予算の内容に変更はありません。何度も説明をさせていただき、町の顧問弁護士の回答書もお渡ししていますが、再度説明をさせていただきますが、契約の延長に関しては、契約を3月31日で打ち切り、貸付料を精算させることは所有権が移転して民間施設となるため、賃貸契約上の修繕義務を移行する根拠がなくなるとの見解であります。

また、修繕に関する覚書等によって修繕を町が行うことを取り決めたというのみでは、町費を支出する根拠として不明瞭であるという見解が示されています。

町としては様々な考え方があるにせよ、北海道市町村の顧問弁護士の見解に基づき、今まで説明してきた考え方が行政として最善の方法であり、町民にも理解していただけるものとして契約期間を延長する中、今回皆様にご説明いたします修繕の考え方を契約に盛り込み対応してまいりたいと考えていますので、ご理解を賜りたいと存じます。

修繕箇所については、雪が溶けなかったら確認できない箇所もあり、修繕の規模や経費をまとめるまでに時間を要しますので、ご理解を賜りたく存じます。

なお、泉源と水源に関しては、譲渡へ向けて引き続き協議を進めていくこととしますが、このことに関しても現実としては協議するには時間を要するものと考えますので、ご理解を賜りたく存じます。

資料に関しては、担当課長から説明をさせます。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） よろしくお願いたします。

それでは、本件については、これまでも議論を重ねていただいたところでありまして、議論の過程において整理された事項として、令和3年3月31日までに報告を受けていた箇所について、町が修繕義務を履行することについては、議会のご理解をいただいたことを確認しております。

また、議会からは、現在の契約を3月31日で終了し、修繕に関する契約等を締結することで民間施設への修繕費の支出が可能であるとのご意見をいただいているところであります。

しかしながら、町としては、民間施設に対して修繕費を支出することは、町の事務事業に関係のない支出となり、地方自治法に抵触すると判断しております。

このことから、町の事務事業として、町有財産の修繕を進める必要がありますので、現在締結している契約の期間の延長等、契約の一部変更を行って対応することとし、その内容についてご報告するものであります。

資料1ページをご覧ください。

資料については、左側に一部変更契約の内容を、右側にその考え方についての説明を示しております。また、現在締結している契約書は、すでに資料として皆様にお配りしておりますので、本日は配付していないことをご了承願います。

それでは、資料の説明をいたします。

はじめに、資料の上段については、変更契約書の前文を置いております。これは、契約書の前文として一般的な文面となります。

次に中段、第1条は、原契約書前書きの表中の契約期間と、契約期間終了の事前通知期限の変更であります。

右側の説明欄をご覧ください。契約期間についての考え方ですが、賃貸借契約上の修繕義務を履行するためには、所有権が移転する前に、町費により町有財産として修繕を行う必要がありますので、修繕に要する期間として2年間を延長するものであります。

ただし、修繕に必要な資材の納期遅れ等により、修繕が終了しない場合は、更に延長が必要となることも想定されるものであります。

次に契約期間終了の事前通知期限についての考え方ですが、契約期間の延長に伴い、借地借家法第38条第4項の規定に基づく通知期限も併せて変更するものであります。

ただ今ご説明した考え方を契約内容として左側に示しております。契約期間については、2年間延長して、満了日を令和8年3月31日まで、契約期間終了の事前通知期限については、契約期間終了の6か月前として、令和7年9月30日とするものであります。

次に下段、第2条は、原契約書第13条、修繕義務とその費用負担に、新たに2項を加えるものであります。

これまでの議論において、契約期間を延長することによって新たな修繕が発生し、さらに負担が増えるのではないかとご心配のご意見がございましたので、その心配がないよう、新たに発生する修繕の取扱いについて、町は対応しないことについて明確にするものであります。

右側の説明欄をご覧ください。第6項は、新たな契約、これは現在の契約のことではありますが、現在の契約を締結する前は、契約期間満了日は令和3年3月31日であったことから、譲渡する条件が成立して引き渡すこととなっておりますので、それまでに把握していたものを対象とし、令和

3年4月1日以降に新たに修繕が必要となった箇所は対象外とするものであります。町が実施する修繕の対象外ということは、町は負担しないで、事業者が負担するということであります。

第7項は、第6項で把握していた箇所の修繕に着手するまでの間に、その箇所に応急的修繕が必要となったときの対応で、近々修繕するので様子を見るという対応をすることによって損害賠償が発生しないよう、応急的修繕を行う旨を規定するものであります。

ここで言っている応急的修繕とは、小破修繕を想定するもので、補正して対応するのではなく、既定予算の範囲内で対応することを想定しております。

ただ今ご説明した考え方を契約内容として左側に示しております。第6項、甲が実施する修繕は、令和3年3月31日までに甲乙双方が把握していたものを対象とする。

第7項、甲は、把握していた箇所の修繕に着手するまでに期間を要する場合において、当該箇所に応急的対応が必要となったときは、応急的修繕を行う。

以上、新たに2項を加えるものであります。

次に2ページをお開き願います。

上段、第3条は、原契約書第23条、特約に新たに1項を加えるもので、全ての修繕が早期に終了した場合の対応を明確にするものであります。

右側の説明欄をご覧ください。第6項は、変更後の契約期間中、これは、2年間延長の期間中において、全ての修繕箇所の修繕が早く終了した場合は、双方の合意により、契約期間満了日を待たずに貸付料を繰り上げて清算させた上で、対象物件を無償譲渡することができる旨を定めるものであります。

ただ今ご説明した考え方を契約内容として左側に示しております。

第6項、甲及び乙は、協議により双方合意したときは、契約期間満了日前に本物件を無償譲渡することができる。この場合において、乙は、本物件の無償譲渡前に別表1の貸付料を繰り上げて清算しなければならない。

以上、新たに1項を加えるものであります。

次に、表の下段、原契約書別表1、貸付料納付計画の変更であります。

右側の説明欄をご覧ください。

貸付期間中は、継続的に建物使用の対価としての賃料、貸付料が発生することが通常でありますので、使用期間と支払い期間を一致させる必要があります。

このことから、疑義を生まぬように賃貸借期間の延長に合わせて納付計画を変更するものであります。

変更後の納付計画は3ページになります。R5というのは令和5年度になりますが、これから令和6年度、令和7年度の2年間、契約期間の延長に合わせて、記載のとおり変更するものであります。

以上で資料の説明を終わらせていただきますが、町費の支出にあたっては、地方自治法に規定があるとおり、町の事務事業と関係がない支出にならないよう、その根拠を明らかにして適切に処理し、早急に譲渡することができるよう進めてまいりたいと考えております。

また、第1回定例会において、令和6年の浄水・温泉設備の維持管理経費等について否決という結果になりましたが、地方自治法の規定に基づく町費の支出をするために契約期間の延長を行うも

のであること、それから4月1日から設備の維持管理経費等が発生することから、予算補正の必要があることについて、ご理解くださるようよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（千葉 隆君） ただいまご説明が終わりましたので、皆さんのほうから質疑等を受けていきたいと思いますが。

○議員（大久保建一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保さん。

○議員（大久保建一君） 何点か教えてください。

この条件に付いては、賃借人、有限会社ひらたとの調整が終わった上での提出ってことでいいですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） この契約の内容については、中身を説明をさせていただいて、相手方は了承を得ているということでございます。

○議員（大久保建一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保さん。

○議員（大久保建一君） それと第13条の7項に書いていた、確認ですよ、把握していた箇所の修繕に着手するまでの間に、当該箇所に応急的修繕が必要になったときの、この当該箇所っていうのは令和3年3月31日までに双方把握していたもののみっていうことですね。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 大久保議員のおっしゃるとおりでございます。3月31日までに把握していたものにのみ応急修繕ってことでございます。

○議員（大久保建一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保さん。

○議員（大久保建一君） であれば令和3年3月31日までに把握していないほかのものに急修繕が必要となっても町の負担では行わないってことでよろしいですね。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） この契約内容を相手方と協議するにあたって、そういった説明をした中で了解を得ています。

○議員（大久保建一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保さん。

○議員（大久保建一君） それと第23条の6項なんですが、この表現がちょっと誤解を生みやすくなって思うんですけども、甲及び乙は協議より双方合意したときは契約期間満了前に本物件を無償譲渡することができる。若干ちょっと私の考えていたニュアンスと違いますが、私が考えていたというのが、甲及び乙は本変更契約の2条6項に定めた修繕が終了したときは契約期間満了前に本契約を無償譲渡することができるではなくて、するって言い切るかたちが議員や周りの人達に誤解を生まないだろうし、後々面倒なことにはならない気がするんですがどうでしょう。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） まずこの第3条に規定している第6項の内容ですが、説明欄に記載しているとおりですが、確かに誤解を招くといった指摘がございますので、その部分については今の文言に変えても言っていることには変わらないということで、逆に明確に示したほうがよろしいのであれば、そういったことで変更することについては可能だと考えています。

○議員（大久保健一君） わかりました。

○議員（三澤公雄君） じゃあ僕もちよつと確認なんだけれども。

○議長（千葉 隆君） 三澤さん。

○議員（三澤公雄君） 今、大久保さんが言っていた令和3年3月31日まで修繕箇所を把握したところって言ってたでしょ、令和3年3月31日まで前の契約の範囲だよ、令和3年3月31日まで修繕義務を負担しないってなっている条項があるでしょ。当時のこの令和3年3月31日まではさ。だから令和3年3月31日までは修繕箇所ってないんじゃないかって。

だから今回修繕しようっていうのは、令和3年4月1日以降に発生した修繕箇所になるっていうのが正しい理解じゃないかって思うんだけど。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 修繕箇所については、以前もお話させていただいているんですが、まずこの修繕の経緯がずっと契約をしてきていますが、これまで町が修繕が必要だって申し出があったものに関して、町は事業のバランスや財政的な部分も含めた中で、それは応急的修繕に整えておいて抜本的修繕まではしてこなかったということでご説明させていただいておりますので、これについては議員の方からもご指摘がありました。3月31日で譲渡していたら、そこまでの修繕は当然修繕義務が発生しているけれども、4月1日以降の新たな契約に関してはそもそもが本来は契約していないですよって。

なので、4月1日以降の修繕は対象にならないってご指摘がこれまでの議論の中にあつたので、その部分については相手方とのお話の中でそういったことで議会とのご意見がありましたので、その方法で調整させていただいているところです。

それで既に終了している契約に基づいて修繕義務を履行するというのではなくて、現在の契約に基づいて修繕義務を履行したいと、そういうことでご理解をしていただきたいと思います。

○議員（三澤公雄君） だから

○議長（千葉 隆君） 三澤さん。

○議員（三澤公雄君） 都合のいいところだけつままれると、ごちゃごちゃになるんじゃないかなって思っ。

そもそも15日のこの間のあの場で会議を止めて、やった全協の中では、町と議会側で合意ができたのは、新しい契約をするんだと。そしてその中に盛り込む条項は、これこれこれって約束されたと思ったのに、今日来たら全くこの間の喋っていたことと同じような内容の契約の延長のものが出てくるから、その議会の言い分を飲まないで都合のいいところだけ取られても、令和3年3月31日まで生きていた過去の契約では修繕箇所が発生しない内容になっているのに、だって14条に甲は貸付物件のうち乙に占用して使用させる部分については修繕義務を負担しないって意向があるんだから。だから修繕する義務は町にはない。

それで延長した4月1日以降の今生きているって言われている契約の中にはこの条項がそっくり抜けていることもこれまでも指摘してきたけれども、だから3月31日だとか4月1日だとか、ここに新たに令和3年のことを持ち出すなら、そもそもないところに修繕箇所なんて町の責任の中でやることを必要ないことをさ、あえて書くこともないしってこと。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 三澤議員、大変申し訳ないんですが、これまでの議論の中で修繕に関しては議会の皆さんの議論の中で、先ほど私から説明しましたが、3月31日までの修繕に関しては認めるって議論で進めてきていただいておりますし、町もそれを受けてこの協議をしてきておりますので、それをまた前の契約の条項にそって質疑をいただくと前に進めることができないのかなっていうふうに感じているところであります。

○議員（三澤公雄君） 前に進めるためには。

○議長（千葉 隆君） 三澤さん。

○議員（三澤公雄君） 前に進めるためには、この間15日に合意したところがスタート地点だと思うんだわ。だって協議している最中に本会議に上がってきたからああいうドタバタになったので。だから本会議で合意した内容と全く違う提案されても。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 合意してないです。

○議員（三澤公雄君） そうかな。議会が飲める新しい契約案件を持ってきてくださいねってことで全協終わったんだったかい。俺は一回休む。

○議員（横田喜世志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 横田さん。

○議員（横田喜世志君） 今の話もそうなんだけれども、令和3年3月31日までに甲乙双方が把握していたものが対象とするって、今の三澤さんに対しての答弁でもそうなんだけれども、その前の全協やらその前の総務でも27年にどんなことを要求されていたのかっていうのを聞いてるにもかかわらず、一切詳しいこと言ってない。

そして、この間の定例会始まる前の全協、議場でやった全協で、20項目ほどあるといったのにも、どこって答えがない。にもかかわらずここでこの条項にね、3月31日まで把握しているものっていう言い方はうちには分からないんだわ。どこって。なぜそこを言わないで契約するの。だからこのまま延長は認めたくないって言ってるんですよ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 横田議員ですね、先ほど町長からも冒頭で申し上げましたが、現在把握、雪が溶けなかったら把握することができない箇所があると町長からも申し上げていますし、町としては把握した段階でそのまま議会にご報告を申し上げるのではなくて、町としても精査していいもの、修繕として対応できるものできないものを精査してからじゃなければ議会のほうにはお示しすることができないのではないのかなと。逆に精査しないで出すことによって混乱を招いてしまうおそれがあるといった危惧もされるところでありますので、そちらについては先ほど町長が申したとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

○議員（横田喜世志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 横田さん。

○議員（横田喜世志君） その把握できていないものをこの条項で決めるっていうのはどうかってことです。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） この変更契約を結ぶことによって、修繕箇所を特定するというものではなくて、それは修繕をするという行為をお約束するというご理解していただきたいんですが、修繕箇所は今後精査した中でお示しをしたいと。

それで、議会のほうからはその修繕に関しては過剰な修繕とならないようにってご意見をいただいておりますので、そのご意見も町としても当然そのように取扱いしていきたいということで前にご答弁を申し上げているとおりにってことでございます。

○議員（横田喜世志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 横田さん。

○議員（横田喜世志君） 前のそれこそ令和常任委員会か全協か忘れましたが、この間の漏水の賠償問題にも発展したやつが基本的に27年から言われていたところの部分で、5年の夏ですね、から漏水が始まったという言い方で賠償まで行ってるわけだから、だからどこっていうのは要は27年をもとにして言ってるんだから。27年にどこどこって言われているわけでしょ。それをなぜ明らかにできないかって。

それで、これから調べたときにいつからそういう状態になっているのかってわかるんですか。今現状、令和3年以降3年も経ってるんですよ。その間に老朽化していくのは当然でしょ。それもその間の3年間の分を含めた話しにはされたくないわけです。言っている意味わかりますか。27年に言われていたことを根拠にしてるんですよ。そうじゃないの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ちょっと質問の趣旨が捉えづらんですが、27年当時にそういった申し出を受けた段階で、今を想定してこの期間を経過してきたわけではなくて、これまでの議論の経過の中で老朽化対策の改修の方針が出されたり、あるいはそれが中心となったり、それでこまで果たして来なかった修繕義務を町は履行するために今はじめてこの修繕って取り組み対応する取り組みを今調査しております。

それで、なぜその状況が把握できなかったのかって部分に関しては、今のお話したとおり、今、修繕に向けてその内容を精査しておりますので、そこの部分については大変申し訳ないんですが、申し上げたいところですが、まだ精査が終了していないってことで、そこの部分についてはそういうふうにご理解していただきたいと思います。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） 前回の議論も踏まえてですが、この僕は修繕そのものはやむを得ないって思いではおります。ただ契約の延長なしに、これもいろいろ意見が出たと思いますが、前回。なしにこの修繕を行う方法というものをこれ顧問弁護士さんがどうしてもおっしゃるのは分かりますが、検討はされましたか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 検討はいたしました。やはり民間の建物を修繕するというのはですね、これからも出てくる可能性もすごく強くて、結局それはできないってなっていますので、結局民間の建物を修繕するのはかなりの理由がなかったら町でお金を出すことはできないので、その辺今のおぼこ荘に当てはめるのは難しいってことが判断がありました。これからもそういうことはないと思いますが、民間の建物を修繕するのはなかなかハードルは高いってことで、やはり町の建物の中で修繕したほうが望ましいってというのは弁護士の話でありますので、ただ先ほどから言っている皆さんの意見を修繕することはやむを得ないなど。

しかし、その箇所については慎重にやれってことと、その箇所についてもこれから我々も把握しながら、また議員の皆さんにも説明して、合意を得たときに修繕するとなるので、修繕箇所については今こことこってことではなくて、延長していくうちに修繕の箇所はこことこでしたと、これくらいお金がかかりますと。ちょっとこれおかしいんじゃないのとなったら、我々としても持ち帰って検討して再度何回か。

だから、時間がかかるだろうって、やはり相手方の要望がありますし、我々とまた議会の温度差もあるので、その辺も含めて、やはりキャッチボールしながらやるとしたら少し時間がかかるってことで2年ということをやりました。それで言っているとおり、修繕は過度にしないように、やはり町の建物でやったほうが、これから後もいいだろうって我々も顧問弁護士と同じ考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） 前回の議論も踏まえて申し上げますが、もしこれがもう期限が来ています。3月31日で来ています。これが否決された場合に、これから先、まだ臨時議会の日程も決まっていますから、そのときは町はどのような対応を考えていますか、それをお聞かせいただけますか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 臨時議会の日程は決まっていますが、その否決とか可決ってことはまだ決定していませんので、それについては、まだ町としても想像はしていませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） もうあと10日までですよ、期限まで。僕らもそれを重々承知の上で、本当に面倒なことをしているっていう思いもありながら、どこかで納得したい思いもありながらここまできてしまったという部分では、そろそろそういうことも想定していかなきゃならないと思うんです。

町長はそういうけれども、否決されてから考えるんですかね。そういうもんですかね、もっといろいろな方法論が議会を納得させるとかってことでは僕はない気がするんですけれども、なんかこれが駄目だったらこうか、みたいなのは何かないんですか。いろいろな契約方法だとか、いろんなものに対して前回も言いましたが、僕らはいろいろ勉強させていただいております。もちろん町は

町の顧問弁護士さんが言うことが一番最初に来るのは理解できますが、僕らできえもたくさんのことを勉強させていただいています。皆さんには及ばないかもしれませんが。

だとするならば、なんでそういう策というのを今ここで言えなくても次駄目だったらこの手、この手って切羽詰まってる段階でもそういうことは僕は必要だと思いますが、反対したくて僕は反対しているわけではないです。なんとかいろんな人に納得できるかたちでと思っておりますがどうでしょうか。その辺改めて町長期限は10日です。これが切れた場合にどうなるかって、それはどのようにお考えですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） その想定には考えてないってことを話しましたが、一番はやっぱり水と温泉は維持しなければ駄目だって考えています。レクリエーションセンターは建物であります、やはりお湯と水、特に水は命の水ですので、この辺の上程している管理費は必要だと思っておりますが、それをどうするかはまだ決まっていませんが、そういうことは必要だろうって考えています。

ただ、建物については、我々としても我々も顧問弁護士さんと何回も協議しながら内部的にも協議してまた議員の皆さんを多くの意見をいただきながら、我々としてもこれが最善だろうって方法を今積み上げてここに持ってきているってことをご理解いただければと思います。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） この契約の延長ってことに対して、これ勉強したらするほど事項を、この鉛川レクリエーションセンターに対してですが、町側の対応が信用できない。過敏にならざるを得ない。どんな思いで令和3年3月31日を持っての定期賃貸借に変わってそこに打ち切るって思いがあったかって前任者の思いや、それ以降課長がずっと交渉してきた思いだとか、揉めたくて僕らやっているわけではなくて、何でそれを重く受け止めずに僕は軽々しく議会が反対してから契約の延長が出てきたのは理解するんですが、なんか本当に残念でならないんです。

そういう意味においては、もっと始まりの立て付けが僕は悪かったと思っております。それに対して商工観光労政課はきっといろんな。にもかかわらず、なんとかそれを理由付けいろいろ考えながら行ってきたことで、無駄になんか本当に1年間を僕は逆に過ごしてしまったと僕自身も反対しているんです。ギリギリになってしまったってことは。契約の延長というもの、これは正直いってこの件に関して、この鉛川レクリエーションセンターの今までの歴史的なことも含めて正直言って、僕は信用してここで認めるってことは申し訳ないと言えないです。

それに対して、町側がどんな対応をするかっていうのは、本当に僕も注目いたしますし、もちろん契約内容は前回のものを踏まえて、いろいろ入れてくれたことは理解するんですが、そこに関してはもうちょっと踏み込んだ、じゃあここは僕らを上回るものがほしい。納得していただけるような、町長が言うような一番のメインは建物なんかじゃなくて外部なんです。

外部をいかに打ち切るか、相手方に見せたら、こういう言い方は申し訳ないですが、外部をいかにして町有財産から相手方に移行させるかっていうのが一番の問題で、こんな建物で軽々しく言いたくないですが、まずはそれを移譲するって目的のもとに無償譲渡が理想ですがね、それが叶わないならもうちょっといろいろ方法論を付けながら建物のことも契約として交渉していただくような、建物は建物、外部は外部といったら同じことの繰り返しの気がしてならないんですが、建物、

外部、温泉設備、浄水設備、水道設備に関して、現状の交渉が滞っているんでしょうが、どんな感じになっているのかちょっと教えていただけますか。

建物がまず解決しないと外の話に行けないって前に聞いていましたが、どのような感触で。町長に。町長聞かせてください。おそらく課長はね、またちょっと違うんですきっと。今まで交渉していろいろ議論させていただきましたが、これ町長が決断しなかったら僕はならないと思いますが、どうですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） まずですね、令和3年の期間延長についての議会に説明しなかったのは改めてお詫びを申し上げたいと思います。

関口議員さんがおっしゃっているとおり、この水と温泉をセットで交渉していくのが一番の方法と思って今までやってきました。ただそれが議員の皆さんのちょっと費用が掛かりすぎるということで、これ分けていくって意見も多かったので、分けて今考えようってことで今やっています。とりあえず本当に差し迫った31日とにかく建物の譲渡を急ごうということでやらせていただくと。

さらに水と温泉についても、しっかりと話し合いをしながら譲渡へ向けて協議を進めていくってことは先ほど話しているとおりであります、信用できないならちょっと信用してほしいというのが実際ですが、今回も我々としても町としても修繕する箇所は過度にならないように再度に注意を払いながら、さらに修繕する箇所についても議会の皆さんのまして予算が通らなかつたら修繕もできないので、その辺も議会の皆さんとしっかりと共有して進めたいと思っています。

最初の目的はもちろん温泉を今の相手方に譲渡したいというのが考え方でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） ほかに。

○議員（佐藤智子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○議員（佐藤智子君） 第13条の第6項、説明の第6項ですが、下から二行名のところですが、令和3年4月1日以降に修繕が必要となった箇所は対象外とする旨を規定するとありますが、この令和3年4月1日以降に修繕が必要となる箇所というのは、そんなに区別できるものなんですかね。

なんか、こんなに令和3年4月1日から壊れたものは修繕しないってのはなんか解せないんですが、どういう意味ですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） このここに記載しているとおりでありますが、令和3年4月1日以降に町に申し出があったものに関しては対象にしませんってまさしくこのとおりでありますが、ご理解いただけますでしょうか。

○議員（佐藤智子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○議員（佐藤智子君） そしたらね、その令和3年4月1日前に修繕が必要だと言われていた箇所は示すことはできるってことですよね。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 先ほども横田議員にお答えしたとおりの答弁になるんですが、現在、精査して雪が溶けなければ中身を確認できない部分があるので、その段階で町内部としてもさらに精査をしてお示ししたいというふうに先ほど答弁させていただきましたので、そのようにご理解していただきたいと思います。

○議員（佐藤智子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○議員（佐藤智子君） そうすると令和3年4月1日以降のものも含まざるを得ないんじゃないかなって私は思うんだけど、それ以前に言われていた箇所を示せないっていうならどうやって区別するのって思いますか。区別できますか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） たとえばその毎日使って止まったら困りますので、ここはちょっと古くなったから取り替えてほしいっていう要望がきたと、それも要望ですよ。それが令和3年度前にあったものに対しては修理するって可能性があると。ただし今それを精査して、どこまでやるかも我々も確認していませんから、確認をして議員の皆さんに提示して、そして予算を付けていくと。ただ令和3年度以降にあそこについてというのは対象にしませんってことで理解していただければなど。

先ほど言ったとおりに壊れたから修理するのではなくて、住宅でもどこの施設でも、これはちょっと古くなったからもう取り替えたほうが困るということになったら修繕するってことになりますので、そういう感覚になりますってことでご理解いただければ。ただそれも我々としても調査をするってことですので。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今、町長お話したとおりのんですが、もっとわかりやすくとかお話させていただきますが、私が商工観光労政課長できたのは令和3年4月1日なんですね、なので私が受けたものは修繕しないってことです。そういうことでご理解をしていただけたらと思います。

が はい。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○議員（赤井睦美君） 変な質問ですが、雪が溶けたら精査するっていうのは分かります。でもなぜ6年まで何にもしてこなかったのかってところはなんか、あまりにも不親切だなって。3年3月31日までは修繕してほしいって言ってたわけですよ。それを3年間なんにもしないってほっといたってことですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今の赤井議員がおっしゃったとおり、ご指摘のとおりです。過去にそういった申し出があったんですが、そこに関してはもう少し様子を見ましようだとか、ほかの事業とのバランスがあって、もうちょっと待ってくださいといった中で時間が経過してきたと。

そして、そのあとにコロナのあたりだとか、あるいは担当が変わったりだとか、そしてこの譲渡の期間が迫ってきたということが今赤井議員が指摘した何もしてこなかったということになります。

それで、当然、応急処置もしていましたし、譲渡が迫ってきていましたので、譲渡の交渉も実はしてきております。それは私が来てから譲渡の交渉をしておりますし、その中でこれはあまり理由にはならないんですが、老朽化対策で改築をするといった議論も中にしておりましたので、なおさらですね、そういった部分にお金をかけることはないように様子を見て応急処置だけで対応してきた中で対応していない部分の配管から水漏れがあつてというような流れが今までの流れという状況です。

ですので、それに対応、当時からしっかりと対応していたら特にこういった問題も発生しなかったのかなというふうには反省しているところです。

○議員（赤井睦美君） はい。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○議員（赤井睦美君） ほかの事業とのバランスを考えてるのはやっぱり行政はこぼかりお金を使うわけなくて、優先順位を考えていろいろやってきたって説明を前にも受けたし、今もそうだと思いますが、そういうふうが続けてきたのであれば、なぜもう取り消したけれども、3,500 万円で売りましようって、建物を4,800 万円で解体するとか、そういうことが出てくるってことは私あまりにも突然に今までバランス考えて優先順位考えてこうましようっていったものが、突然なんかやっぱりここが最優先だつて多額のお金を入れようっていうその姿勢にあまりにもびっくりして、行政のバランスの悪さにただただ驚いて否決してしまったんですが、なんかそのやり方ってどうなんでしょうっていうのが、町民の中でもなぜってところはそこなんです。だから単純に何もしてこなかったからごめんねって、全部直してあげますって、そんな約束しちゃったのかなって考えるんですが、そういうことはないんですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） そういう思いをさせたのは大変反省をしています。

町としては、関口議員から意見があつたとおり、水と温泉をなんとか渡したいって思いからですね、そういう話になつたということも少しは理解していただければ。その間ですね、1年半もかかりながら相手方と交渉してきたと。

ただ、どんどん金額が上がって自分もびっくりした金額になつたんですが、水と温泉もなんとか民間にしたい、さらに商工ですつとおぼこ荘の関係をやっていますが、なんとか一般の民間の施設にしてしまうと、商工も絡まなくていい、さらに水と温泉についても町がこれ以降ですね、面倒を見なくていいことが一番いいだろうってことで、その案を模索しながら相手方と交渉した結果が前々回皆さんにお示した、それがあまりにも大きいものですから皆さんから反対を受けて何とか今ここまで来たということでご理解いただきたいと思います。

大変私も反省してばかりですが、反省していますのでご理解をいただきたいと思います。

○議員（赤井睦美君） もう一個いいですか。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○議員（赤井睦美君） その水と温泉のために年間1戦万から1,500万円かかるけれどもそれにたいする使用料というかそれが120万円くらいで毎年赤字ってところでなんとか譲りたいて気持ちはみんな一致していると思うんですね。ただ、ここに書いている定期賃貸借契約のあれで町有財産って書いているので、やっぱり私、町有財産を売り買いするときって町に対して少しでも有利になるように運ぶのが皆さんの仕事だと思うんですね。さっきのバランスを考えて修繕してこなかったっていうところからいってもね、でもこのやり方は本当に町にとってどんどんマイナスなやり方の提案、数字だけ見たらそういうふうにはしか見えないんですね。

今まで返済が有利なものにいろいろ取り替えていろんなことをしてきた努力がここで、えー、町って町にとって有利なことするんじゃないのって、まるで町にとって損害を与えるやり方は突然どうしたのって、そこも私はやっぱり理解できないというか、そんなことないって言うなら、ちょっと説明していただきたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 確かにですね、議員の皆さんや町民は当然出てきたって意識があると思いますが、最初、水と温泉も小牧荘ってところに行っていたので、なかなか小牧荘とおぼこ荘にあるときには、こういう交渉は無理だったってことで、これは小牧荘は町で管理していくとなるので、お湯と水はなかなかそうはいかなくて。

ただ、こまき荘は廃止になったので、その頃から何とか渡したいってことで、ずっと考えてきたし、我々としても特に私は温泉も維持するってかなり不安要素やいろんな物を含んでいるので、これは早く渡したいって思いからですね、なったということで、本当に突然言われて金額が莫大にかかって大変だということでもみんなにお叱りを受けましたが、そういう気持ちもあって、何とか交渉してきたってことでご理解をいただいていますし、この水と温泉についてもこれから相手方としっかりと協議して早めに渡したいって気持ちは変わりなくですね、続いているってことでご理解いただきたいと思います。

○議員（佐藤智子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○議員（佐藤智子君） 第13条の7項で、小破修繕を想定、応急的修繕とは小破修繕っていうので、契約内容変わってしまったのかと思いますが、前は20万円以下のものはおぼこ荘がやるって規定がありましたけど、それは全くなくしちゃったってことなんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ただいまのご質問ですが、佐藤議員のご理解で間違えないです。現契約の中ではそういった金額的な制限はしてなくて、それは双方協議によりって表現でしているということでもありますので、ご理解をお願いいたします。

それから小破修繕の部分に関してですが、これはあくまでも町が修繕をしますよっていった箇所の小破修繕。あつとはそれ以外に関しては事業者はその負担をしていただく。その小破修繕に関してはたとえば管を抜本的に取り替えなかったらそこが修繕が完了しないと行ったときに工事に着手するまでに2か月も3か月も不在等の納期が遅れていて、着手できないって言ったときに、取り替えれないんですね、そうなったときに水漏れが発生したと行ったときは当然テープで巻いたりそう

いった修繕をしてしのいでいって、そして工事の着手に向けていくと、そういった考え方の小破修繕であります。

○議員（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 黒島副議長。

○議員（黒島竹満君） どうしても納得できない部分があるんですよ。ということは27年から要望があった部分が未だにわからないとか出せないとかって部分なんですよ。

結局1年1年担当者も変わるし今まで変わってきてるわけだよ、引継ぎ事項は必ずあるわけでしょ。書かれてるわけでしょ。こういう部分が要望があったとか、こういう部分が直してくれて部分でさ、それなのに未だにその箇所も分からないとか、説明ができないとか、これはやっぱり役所としておかしいんじゃない。もっとやっぱりちゃんと引継ぎされてきてるわけだから、最低でも27年にはこういう項目が何項目ありました、26年にはこういう項目がありましたとか、何も今ここで金の金額を出せって言うてるわけじゃないんだよ。そういう項目が結局、今3年3月31日以降の部分はもうやらないって言うてるわけだ。

でも、その前はやらないとなんて言うてる。そしたらその前の部分がある程度は全部が全部出せなくても引継ぎはされてきてる。それが役所でしょ。引継ぎされてきてるわけだ。そういう部分がどうしてその説明ができないの。そして二十何項目あるとか、それ以上あるとか、前々回の全協で言うてるわけだよ。そしたらある程度それを口に出してるってことは、ある程度わかってるわけでしょ。

だからそういう部分をちゃんと正直に出しなさいって。だから不信感がみんなあって、何とか収めたいと思っているけれども、そういう部分から反対の意見が多くなってきてる。だからもっとやっぱり本当にお互いに信頼し合って議会と行政が信頼し合ってそういう部分を出し合って解決の方法へ向かっていくって考えじゃないといつまで経っても解決しないよ。しないと思いますよ。どう思いますか、町長。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 結局、話し合いしてある程度日本語は変だけれども落とすどころ、どこかでみんなで納得して進めるってことになると思います。それを我々もずっと話をした中で、今副議長さんの話を聞くと、修繕はやむを得ないだろうっていうのは皆さんの意見だろうってことで今まで進めてきているので、我々としても20項目ある中で我々も調べてないので、それ本当に修繕があるかどうか確認してないから確認してからって話だったけれども。

○議長（千葉 隆君） 町長、20項目だからそれが最大値でしょ。最大値なんだからそれ以上にならないって視点にすればいいんじゃないの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今ですね、うちの建築のほうに確認してもらったり、あるいは建築の確認待ちの部分もあるので、その部分についても先ほども私のほうからお話させていただきましたとおり、不明確なものを出すことによって混乱を招くといったことで、特に金額に関しては慎重にお示ししたいと思っています。箇所についても慎重に内部でも協議した中でこれは修繕の対象にするべきもの、これは修繕対象にしないべきものというふうな精査をしたあとにお示ししたいと

いうことで、先ほどもお話をさせていただいていますので、その辺についてはそういったご理解をしていただきたいのが一つ。

もう一つは黒島副議長からご指摘のあったとおり、引継ぎの部分ですね、そこに関してはご指摘のとおりだと思います。ただ今日この場面を想定した引継ぎは当時は行ってきていないので、そこについては大変申し訳ないんですが、状況が状況だつてことをご理解していただきたいと思います。

○議員（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 黒島副議長。

○議員（黒島竹満君） 結局、なぜこんなことを言うかといったら、まず一点は3月31日前の部分、4月1日以降の部分っていう区分けができないわけです。そして今総務の常任委員会で現地調査をするって言うわけだよ。その前にそういう項目を出さないと行ったときに総務の常任委員会でいくと安藤議員だつて建築屋、うちも建築や、それとそれこそ設備に関しては関口議員が専門、そうすると項目を見てもらったものを見ながら行って見たらこれはそうだね、これはちょっとだねとか分かるわけだよ。だからそういう部分がこれから結局、それによっては今度、金額が上がってくる。金額でまた揉める。多分。多分揉めると思う。

それで総務常任委員会で見に行った部分とあなたたちが提出してきた部分が違うとなつたら、おそらく揉めると思う。そういうことをなるべく未然に防ぐために項目をちゃんと出しなさいって。精査するのはあとでいいんだつて。何も金かけたり直したりするのはあとから出てくるんだから。ただ、引継ぎされて言っている27年から言っているんだから。

それから今何年経ってるの。その部分が引継ぎされてきたりなんば課長引継ぎされてないって言っても、課長同士の引継ぎって必ずある。係長だとかある。ないって話には絶対にならないと思う。だからこうやって反対してる、反対しないとなない。何故かといったら旅館組合で一般質問したときに、傍聴に行ってるわけだよ。中身全部わかってるわけだよ。

ほかの旅館組合の人たちが。分かってる。売買だつて。わかってるんだから。売買だつて。だつてそういう中でこうやってこういうふうに来てくるわけだから、なんだ、黒島その部分に質問もしないで通したのかいって言われるわけだよ。実際にそうなんだつて。

だから、反対ばかりじゃなくて解決する方法は今後やっぱり考えていかないとないわけだよ。だから信頼し合つてやっぱりそういう部分も出し合つて、そして解決方法に向かっていると駄目じゃないのつてことを言ってるの。

○議長（千葉 隆君） 今の関係ですが、事業者から修繕箇所、令和3年3月31日までに申し出を受けたんでしょ。それは文書で受けてるの、それとも口頭で。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 口頭です。

○議長（千葉 隆君） 口頭で受けた部分をどの時点でまとめているんですか。それは何月何日受けました、何月何日受けましたっていつて、それをその都度集約してる時期つてあるでしょ。それをだから何月何日全部口頭なら、その記録は残ってるんでしょ。その辺、説明して。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今、議長からご質問のあった部分ですが、私が変わったときにそういった部分を全部受けているわけではございません。というのは先ほども申したとおり、譲渡へ向けた協議の中でいろんな方針があった中で町は進めてきておりますので、それで2月でしょ

うかね、今の改修が議会としては認められない、なのでそれから確認をし始めています。それで相手方のほうにもはっきりといついつ申したか示してくださいって話をしています。

ただ、何月何日の何曜日の何時ってところまでは当然、把握できてないと思いますので、たとえば平成何年だとかそういった部分でお示ししてほしいって部分で、当然その部分については、例えば今問題になっている地下の配管に関しては、当然、話は伺っておりますので、そこについては何年からですかって聞いたら平成 27 年から担当の課長のほうにお伝えしていますって確認を、その項目ごとに今して整理している最中ということでもありますので、その部分は整理がつき次第、内部で精査してお示ししたいということでお答えさせていただきます。

○議長（千葉 隆君） そしたら現段階で確定 3 月 31 日、令和 3 年 3 月 31 日だといえども、その確認作業も含めてやってること。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤さん。

○議員（三澤公雄君） 今大事にしている更新した新しい契約書の 13 条で、本物件の維持保持に必要な修繕箇所が生じたときは、ひらたさんは速やかに通知しなければならない。その通知によって八雲町は必要と認めたということは、ということはそこが本当に修理が必要なんだねって確認が取れたから認めたことですよ。だから未だに認められてないところは修繕箇所になってない。修繕必要ないってことじゃないの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） お話、非常にご理解できるんですが、それで先ほど私が何回もお話しているとおり、精査してからお出ししたいと、というのは混乱を招きますのでってことでさっきからお話をさせていただいています。

○議員（三澤公雄君） 確認できてないんだから修繕必要ないでしょ、それだけでいいんじゃないの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） そうじゃないと思います。なぜかという、なぜ私がこう申しているかという、この類のものは金額や箇所によっては、やはり混乱を招く、あとからそのことに対して問題視されて混乱を招くといった部分を非常に心配しています。ですので、精査させていただいた中でお示ししたいということをお願いしたいと。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤さん。

○議員（三澤公雄君） 町民が混乱することになるんじゃないの、そういうことしちゃったら。だってさっきも言ったけれども、令和 3 年 3 月 31 日までは修繕箇所は町には発生しない契約がなっていたのによ、令和 3 年 4 月 1 日以降の新契約でなかったら新しく付け加えた、さっき言った修繕義務とその費用負担っていう 13 条の項目が加えた契約じゃないと修繕箇所にならないのに、未だに特定されてないんだよ。町は修繕が必要だって認めた印もないんですよ。

だったら、修繕箇所ということにならないんじゃないのかってことさ。だからそのことによって相手側が不服で何かって言ってもだってちゃんと特定されるようになってないんだから、向こうは訴えようがないでしょ。ここがそのときに修繕だったって。だってちゃんと担当者と場所の確認と

かそういうことがされてない物件なんだから。通知ってそういうことですよ、速やかに必要な修繕箇所ってことを受け取ってもらう義務はひらたさんにあるんですよ。

(何か言う声あり)

○議員(三澤公雄君) 議会が譲ってるのに何で町は譲らないのってことがあるから、これを持ち出しているんであって、議会は最大限譲って修繕のところまで譲ってやるかって言ってるのに、契約の延長だとか、全然こっちが譲ってないからおかしいって。

○商工観光労政課長(井口貴光君) 議長、商工観光労政課長。

○議長(千葉 隆君) 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長(井口貴光君) 言っていることご理解しました。それで先ほどから修繕した箇所、特定してないだろうってご指摘ありますが特定しています。していますが精査してないのでお示しできないって話をずっとしています。

ですので、精査していなくてもよろしいという金額も当然は言っていませんし、建設課も見に行っていないし、当然、私たちも見に行っていない。それでもよろしいと議会がおっしゃるならお示しをさせていただきますが、これについては当然、精査していないので、ご質問を受け手もお答えすることができません、現地確認していませんので。

○議員(三澤公雄君) だから認めてないものは。

○議長(千葉 隆君) 三澤さん。

○議員(三澤公雄君) 2項に13条の2項に、甲が必要と認めたって書いているのに、認めてないんだったら修繕箇所として上がってきないって理解でいいんじゃないのかい。ひらたさんのほうは義務を果たしてないんだよ。

(何か言う声あり)

○議員(三澤公雄君) 甲乙協議のうえ決定するってなってるんだから。そこまでいかないと修繕箇所って決定されないんじゃないの。ひらたさんが一方的に言ってるだけで、その確認に来てここだよって、時間が経てば経つほどたとえば故障箇所が大きくなることの負担はあんただって、ひらたさんなら言いたいさ。言いたかったら修繕箇所が発生したときに、速やかに町とその箇所を特定しないとないし、その特定した時点で財政的な問題で工事が後回しになるなら、この時点でこういう協議がされましたって事実確認をちゃんと残さないと町民にも議会にも説明できないでしょ。だから修繕箇所は今の今まで特定されてないんだから、修繕箇所はなかったって判断になるんじゃないの。

(何か言う声あり)

○議員(三澤公雄君) 契約上なるって。佐々木なにがして無責任の札幌市民が大事にしている契約からいったらさ、なるんだから。部分的に佐々木なにがしの主張だけ持ってきてもさ。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(千葉 隆君) 町長。

○町長(岩村克詔君) これから示すものはおっかないのは、これがまた表に出て行っておぼこ荘さんとか、いろんな人にわかるというのはまた危険だなんて気がするんだよね。

○議員(三澤公雄君) 修繕箇所。

○町長(岩村克詔君) うん。

○議員(黒島竹満君) 金額だとか入ってないから関係ないんじゃないの。

○議長（千葉 隆君） まずはその中でも令和3年3月31日までに申し出を受けたと、町が。それを確定できるもの、だってそれ通知を受けたっていうふうに、通知を受けている箇所は全部20箇所通知を受けたってことを確認できてるんでしょ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 書面としてはあります。現地確認をしていない。

○議長（千葉 隆君） 現地確認してないだけでしょ、書面としては残ってるんでしょ。令和3年3月31日にまとめたやつは残ってるんでしょ。だからそれはだからといってそれが全部やるかどうかは別問題だっていう認識で議会のほうは見ればいいって。だから最大限それだから、それ以下になるという意識で。

（何か言う声あり）

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今、確認してからじゃないと精査できませんって。

○議長（千葉 隆君） だから何回も言うようだけれども、申し出を受けたって項目だけを今まとめた。それを直すって言ってるわけではない。

○商工観光労政課長（井口貴光君） それは内部で精査しますって。

○議員（黒島竹満君） 引継ぎされてたんでしょ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 引継ぎじゃなくて、さっき言ったように、これを話が出てきたときに初めて相手から確認をしたってこと。

○議長（千葉 隆君） それはすぐに出せるんですか。出せるなら10分間休憩してコピーします。

<<休憩>>

<<再開>>

○議長（千葉 隆君） それでは再開いたします。それと閉会前にお話しをしましたように、示された内容については、あくまでも精査するってことですから、これが直しますって前提でもなければ、これから確認しますってことなので、これに書いてるからおかしいって議論だけはもう一回戻ることになるので、ということで理解してください。

○議員（黒島竹満君） いいかい。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○議員（黒島竹満君） あの契約書の内容と違う老朽化だとか入ってるから、この辺は精査するときちゃんと相手方と話し合いをして本当に必要とするのかどうなのか、こっちでやらないとないのかって部分をちゃんと精査しないと、この辺はやっぱちょっと揉める原因になると思うので、だから契約書もちゃんと見ながらちゃんと精査しないとちょっと契約書にない部分が見えてるから。

○議長（千葉 隆君） いずれにしても先ほど言いましたように、精査するっていう言葉と吟味すると、それから確認するということでご理解してください。いいですか。

（「はい」という声あり）

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） ちょっと修繕とは離れます。あとは契約の問題、ちょっとご提案めいたことになるのかもしれませんが。僕らもなんとか解決したいって思いですからそこはちょっとご理解。本契約ってものが大事、当然それにのっとったかたちで進めるってことで、特約の部分、第23条に

ですね、要は今残存価格ですね、建物貸付料そのものが令和5年3月末現在、484万円ほど残っているとなりますが、この特約の解釈からいくと、要はこれを484万円を町側は留保することによって所有権を相手に渡さないって洗濯もできるのかなって思うんですが、契約延長なしですよ、あくまでも。この484万円を10万円ずつ留保しておいて町のほうでも。あとこれが支払われたらこれ処理しちゃったら所有権が移転するって考え方ですよ、それを留保しちゃったら所有権は町のままで入れるんじゃないですか。その上で修繕を行う。わざわざ契約の延長をしなくても。そういう解釈はどうか、できないんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 賃貸借契約書が切れてしまいますので、その段階で修繕できなくなりますよね。ですからやり方の問題であって、同じ結果になるんですよ、前にもそういう議論をされていたと思いますが、結果的に同じことですよ。それで現実問題今営業している貸付しているという部分からして、それを町が貸さないという判断でどうでしょうかって逆に聞きたいんですが。なおかつもしそれを貸し付ける期間を継続してお金をもらわないってことになったら無償で貸し付けてることになるんですね、さっきお話ししたとおり、貸付期間中はその対価の発生するってことで貸付料を払ってもらうのが通常の扱いなので、そこからは外れてしまうのかなと思います。

○議員（横田喜世志君） それは賃貸契約大前提だよ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） そうです。

○議員（横田喜世志君） 賃貸契約じゃなかったら関係ない話。

（何か言う声あり）

○議員（横田喜世志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 横田さん。

○議員（横田喜世志君） 今の関口さんのところの話で、私の思っている契約の仕方であつたらね、今3年3月31日で契約切れて、残存が残っているのをとりあえず修繕が済むまで凍結。貰わない。それで所有権も移転しない、賃料ももらわない、修繕が完了したらもらって譲渡するという。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 同じこと。

○議員（横田喜世志君） だから賃貸契約は駄目だって言ってるでしょ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） どういうことですか。

○議員（横田喜世志君） 賃貸じゃなくて、そういう修繕に特化した契約だって。そのためにそちらがいうね、所有権が向こうに渡るのを防止するには、今の残存を凍結すると、修繕が終わるまで。それであれば所有権移転しなくてもいいわけでしょ。凍結なんだもん。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 無償貸し付けはいいんですか。

○議員（横田喜世志君） 修繕が終了するまでの契約だもん。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 一緒です。お金を払うか払わないかの話。

○議員（横田喜世志君） 賃貸じゃないんだって。賃貸契約じゃないんだって。修繕するだけの契約なんだって。修繕が完了するだけの契約。

○町長（岩村克詔君） 建物は誰が使うの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） そしたら貸さないってことですか。

○議員（横田喜世志君） だからそういうのも全部、賃料もらうのも支払いを完了するのも一時凍結、修繕が完了するまでって契約だって。そういうことができないの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） そういう契約ってあるんですか。

○議長（千葉 隆君） 横田さんいいの。

○議員（横田喜世志君） 理解してないからいいわ。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） 俺もちょっと横田さんと同じ思いです。笑いますが。

もう一つ、契約にないってことでした。これを1年短縮するってことはこれもご提案になると思いますが、それは可能なんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 契約期間をたとえば延長する期間を1年にすることは可能ですが、ただ修繕がそこまで完了するかどうかの問題が待っています。

その部分については、修繕が完了するまでは町の施設じゃなかったら町の支出ができませんので、それに合わせてまた契約を延長することになると思います。なのでそっちの方法がいいのか、たとえば2年にして早く終わったら仕切ったほうがいいのかって問題だと思います。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） もし延長って考え方を信用して、その他というのなら僕は1年のほうが、当然1年ずつ区切ってやる方がいいと思います。それをまたいたずらに2年だとかってなるからちゃんと目標を作ってやらないと。こんなのまただらだらって今までもそうなんだから。

（何か言う声あり）

○議員（関口正博君） それで今見せていただいたけれども、大したことないよ。大したことないですこの修繕にしたって。そんな大げさなものではないと思います。我々は議会としてもうこれも打ち合わせ済みですが、そもそも修繕に関しては現契約にのっとるってことであればですよ。主要収益に載ったものというのは確認済みな話です。そもそもの貸付料の最初は3千なにがしだったと思いますが、現行契約に則るってことであればなおさら三澤さんも言うようにそんな修繕って過大にできるものでもないですし。

ですから、私は修繕はしょうがないでしょうと。そこに現契約ってことを行政側がおっしゃるのであれば、それを飲んで、ただ見た感じこれがそんな大げさなものだと僕は全然思わない。申し訳ないけれども。だから、これが公表することも何をためらうのかなって思うんです。金額によって区切られると思うので、そんな大げさなものじゃないですよ。

○議長（千葉 隆君） 関口さんの提案については議会の以前に一年。ただし、やむを得ない場合は延長するってことも、ということは提案してたと思うので、どうでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 関口議員さんの意見は組みまして、これは早急に相手方も早く治ったほうがいいって意見がありますので1年、ただし言ったとおり直立の場合は延ばすことがあり得るってことで、契約はあり得ると思いますので、そういうふうにさせていただきます。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） 本当に前向きな提案をさせていただいております。あまり後ろに思ってもまた同じことの繰り返し。さらに言います。この1年の契約の延長プラス泉源、外部も1年後に何とか協議、笑いますが、我々本気です。私は本気です。

あくまでも、そこ画面だって町長もおっしゃっていましたよね。こんな建物は大事なことない。あくまでも切るってことが大事。課長は今までの経緯から無理だろうって思っているのもお伺いしていますが、ただそこに向かってしっかり協議をする、これは相手方に示すって意味でも相手方にとっては町営のままのほうがいいでしょう。当然有利ですもん。

でも、そこは町の前回も言いましたが、町長なのかな、断固たる決意は僕は必要だと思うんです。そこが大事だってことは共通の認識として、先ほど建物の修繕プラス外部をしっかりと打ち切る、もしくはしっかりと目に見えるかたちで1年の間に協議を進める。ここを目標になんとか協議を進めていただきたいなって。

それであるなら、この契約の延長というのも僕はそもそも契約の延長そのものを認めるつもりもございませんでしたが、そういうことも考えることはできるのかなと思います、そこら辺は町長どうですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この期間の1年というのはですね、これはいけると思いますが。ただ温泉と水がこれはもう私は1年って言われてすぐ話し合いますが、なかなかこのことがあるので進まないんじゃないかって思いもありますが、これを通った中でまた相手方と温泉と水は渡したいってことも協議していくということになりますので、皆さんご存知のとおり、この水についてはですね、浄化する浄化槽のほうも大分古びてきていますので、その辺も含めて改修は水のほうが必要じゃないのかってありますので、その辺を相手方と協議しながら、また議員の皆さんと意見交換しながら進めていくってことは間違えない。

ただ、1年以内に結論を出せっていうのは相手方がいるので、今ここで約束するのはちょっと。ただってことは約束しておきます。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） 先ほど赤井さんがおっしゃったように、町有財産なんです。この外部施設にしてもレクリエーションセンターもそうですが。だからこそ僕も当初から吟味を持っていました。それで賛成する方々の意見も分かるんです。町長の意見も分かる。これは大変な問題だからちょっと大きく大袈裟にしないと解決できないだろうって思いも分かるし賛成している方々の思いも分かるんだけど、そもそも町有財産、町の財産ですから、それを今は別におぼこ荘さんになんもないけれども、単独の一つの経営体、これで何件も使っているなら分かりますが、単独の形態ですよ。これから民間企業になろうとしているところになぜそういう町の財産を、そういう思いからなんと

なく、何となくじゃなく断固たる思いで僕も反対していますが、どうかそこを第一条に書かれていますことですよ、町有財産であるということ、一番大事なことだと思うんです。

町有財産であるってことを常に考慮し適正に修了するように留意しなければならないっていうのはこれ一番大事な部分だと思うので、どうか今これあくまでも僕個人のご提案、なんとか前に進めるためのご提案と受け取ってください。一議員がこんなこと申し上げるのは申し訳ないけれども、戻ったらまた議論が戻ってしまうし、なんとか前向きなふうを考えていただきたいと思うんですが、改めて町長ね、1年であれば町長の人気の中でできるんですから、2年と言ったら我々だって来年選挙があつてどうなるか分からないんですから、なんとかそこで区切る努力をするってことを改めて聞かせていただきたいと思いますが。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） このですね、私は水よりはですね、温泉のほうがお金がかかるのではないかと思っているんです。本当は。その当初からですね、このこまき荘がなくなったときから、これは民間に渡してしまおうって思っていました。それで交渉してきたのが現状なので。ただ先ほど言ったとおり相手方があるので、1年で結論を出すのは努力はしますが、（聞き取り不能）ご理解いただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） ほかに。

○議員（能登谷正人君） はい。

○議長（千葉 隆君） 能登谷さん。

○議員（能登谷正人君） この修繕の箇所の一覧表出てきましたが、これを見てましても、何だこれくらいのことで19箇所も出してきてるのかなって、いわゆる関口君と同じような感じ。自分でもできるような。必ずこれ精査して半分くらいにおそらく。自分でやろうと思えばできる箇所って何箇所もあります。

それともう一つ、今資料持ってないんですが、休業補償、議題にないんですがいいですか。

○議長（千葉 隆君） どうぞ。

○議員（能登谷正人君） 休業補償、確か10万なにがしでしたよね、1日。どうなんですか。

（なくなったという声あり）

○議員（能登谷正人君） そうだよな、当然そういうふうにして持っていくように。その金額であれば我々自身も町民の皆さんも納得しないと思うので、是非その辺も気を付けて、またこういういろんな問題が起きないように、最善を尽くしていただきたい。

○議長（千葉 隆君） それはもう解決しているの。営業補償はないの。減額補正するってことで。

○議員（能登谷正人君） じゃあよろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかに。

皆さんそしたらなければ1年間、今提示された内容と1年間でという期間の延長、やむを得ずそうでない場合というのも作ると思いますが、それと早くなったら早く渡すというかたちで今回は26日の臨時会でまた提案するということですが、そういうことで皆さん納得して理解していただけるってことでよろしいですか。

（「はい」という声あり）

○議長（千葉 隆君） もう一度逆に大久保議員さんが指摘した部分、文書指摘して直すって言ったでしょ、第3条の6項の部分。あれはある程度文書整理してもらって、その辺含めて26日の日の朝までに文書整理して皆さんに渡して臨むってことでよろしいですか、議員の皆さん。

（「はい」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 26日の朝までに文書整理ということで理事者のほうも整理付けてもらえるということで、当然もう一回両者のほうも1年間ということだから確認作業をしないとならないので今日21日だから2日しかないの、そういう作業も含めて、当日この今の説明資料の変更をするということで議員の皆さんよろしいですか。

（「はい」という声あり）

○議長（千葉 隆君） そういうことで今日はこの案件はいいですね。

（「はい」という声あり）

○議長（千葉 隆君） よろしいですか。

（「はい」という声あり）

○議長（千葉 隆君） それではまず町長報告についてはこれで終わらせていただきます。

○町長（岩村克詔君） 一点だけ報告。

○議長（千葉 隆君） どうぞ。

○町長（岩村克詔君） 今回ですね、ホタテの社員食堂に提供していただいた東京のグリーンハウスって会社が2月に私お礼に行ったときに、社長からふるさと納税少し考えるかなってことでしたが、先般電話が来て、1千万円ほどくれるってことでしたので、ご報告しておきます。

○議長（千葉 隆君） それでは町民のために使ってください。

【商工観光労政課職員退室】

○議員（三澤公雄君） 全協の場だからちょっと発言させてもらっていい。

○議長（千葉 隆君） はい。

○議員（三澤公雄君） 本当に物わかり悪いので、説明、皆さんに三澤こういう意味だと言ってもらいたいんだけど、この修繕把握箇所って年度って書いているのは向こうが通知したであろう年のこと。

○議員（大久保健一君） 多分。

○議員（三澤公雄君） でも、このときに結んでいる契約書では修繕義務を負担しないってなっている。だけど何でその当時ここを修繕するのは町の責任だってことを言えるんだらうという疑問が僕にはぬぐえないんだけど、昔の契約だから関係ないって言うけれども、これ言ってきたときには令和3年4月1日からの契約書はないわけでしょ、平成27年当時には。でしょ。

○議員（関口正博君） ごもつともです。

○議員（三澤公雄君） だから言っている意味が分からない。今頃で申し訳ないんだけど。そういうこと言っても伝わらないから。

○議長（千葉 隆君） それはだから町が言っているのは、そういうのも分かるけれども、メインは水源と泉源を渡すことをメインにしているからということしか出てこないんだわ。

○議員（三澤公雄君） だから最後に関口さんがそういう契約を入れることって言ったけれども、町長からはそのことに一切触れてないよね。

○議員（大久保健一君） 努力はするけどってことでしょ。

○議員（三澤公雄君） そういうことで終わったんでしょ。

○議員（関口正博君） 一つ提案させてもらっていいですか。

○議長（千葉 隆君） はい。

○議員（関口正博君） 正直言って前回も含めてだけれども、この件に関して僕は正直言って役場の信頼関係どうのこうのは今更言えないんです。だからいろんなことを飲んで、今の三澤さんの疑念を含めて前に進めるために俺は飲んでるって思いでしかないんです。

それで、この先ほどの泉源の話にしても、どういう交渉をしてどういう結果になっているのかってことも正直言って信用できないです。だから議員が行ってどうなるって言われたらそれまでなんだけれども、僕は何かしら議会としての調査権があるのであれば、直接おぼこ荘さんに行ってお話を聞きたい。それでどういう結果になるかわからないですよ。塩をまいて帰れって言われるか分からないけれども、要は議会もその話し合いの中に入ってどういう話し合いがなされているのかやっばり見ないとならないし、そこまで僕は今回の行政の仕事の進め方に関してちょっと信用できない。だからこそ反対に回っているんですが、そういうことって可能ですか。議会として。おぼこ荘さんに行って。そういうことはできないんですか。

○議長（千葉 隆君） 全協では町政の場ではできない、全協として。だから総務委員会として調査項目で議会に来てもらうっていう手法ができるかどうかだよ。

おそらく一般会議が向こうからってなると思うので、また違ったかたちになるんでしょうけれども、だから逆に言ったら、そういうことも含めて現地調査行くときに、直してほしい箇所の説明を本来は町なんです、町にしてもらってから事業者と直接というのはないと思うよ。町に報告受ける、町から報告を受けるというのが原則だから。

だから、法律上なんか町に損害を与えるような部分があるのであれば、百条委員会としてどうのこうのやると言うけれども、その対象に民間の人はならないよね。あくまでも町と契約を結んでその説明は町がするんだから。それで町でおかしいところがあったら町に議会が言うのが普通だと思うので。

○議員（関口正博君） やっばりそういうことはできない。

○議長（千葉 隆君） できないんじゃないか、難しいんじゃないか。今のこの流れでは。だって事業者のやることに良いと言ったのは町だから。駄目だっていったら駄目だってやればいいし、合意というかお互いに合意したことを議会に言ってくるから、その協議内容どうだべね。局長どうですか。

○議会事務局長（三澤 聡君） 議会と町の関係での調査なので、議会としては行政事務に関しての調査をこのあとということなので、民間の人たちと対象にする訳じゃないので。

○議長（千葉 隆君） ちょっと振り返ったら上八雲みたいに、そのところでどういう話をしたんですかって事業者に言うのではなくて、町として町とどうなのかって部分で町の。

だから、何かクレームつけられても、うちは町から出してもらった資料の中でやってるから、町に対しての責任しかないってこと。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） ごめんなさい、ちょっと言い方悪かったですね、信用がならないからってことではなくて、目的は一緒なんです。町長とも行政側とも。僕もそうです。外部を何とか渡すためにいろいろな策を考えてって部分では一致していると思うんだけど、ただ、これからの交渉において町長は当然、明言できないですよ、1年後にどうのこうのってできないんだけど、もちろんできないです、課長もできるわけない。

これまでいろんな提案、相手方にしてきたもの、なくなってきていて、当然向こうに軸足が乗った中で交渉してきてるから、これを要は外部を移譲するちゃんと譲渡する交渉っていうのが可能なのかっていったら、なかなか難しい。これ信用をしている、していないではなくて、今までの流れからいって。だから目的が一緒であれば、そういう目的のもとで相手方ともお話しできるのかなって。交渉はできないですが。

（何か言う声あり）

○議員（関口正博君） 要は目的は一緒でしょ、議長も前から言ってるよね、議会と行政側の目的は一緒って。議会と行政側の目的は一緒って。それは外部をしっかりとしたかたちで。

（何か言う声あり）

○議員（黒島竹満君） だって今まで打ち合わせしてきてる。これだつてないって言って今出てきてるんだから。だから打合せ資料を必ず打合せしてきてるんだから、打合せ資料出してもらえばいい。

○議長（千葉 隆君） だから目的がさ、資料請求するときに目的が一番大事で、結局、譲渡することを目的に資料請求するのか、譲渡してもらうためにはさ、譲渡ね。

○議員（黒島竹満君） 項目書いてさ。

○議長（千葉 隆君） 項目じゃなくて、水源と泉源を相手方にもらってもらうことが目的なんだから。

（何か言う声あり）

○議員（関口正博君） 外部も外の温泉設備も相手方に渡すのが、俺は無償譲渡がベストだと思ってるけれども、でも渡すって目的は一緒でしょ。町と議会。俺は少なくともそう。きっと皆さんもそうだと思う。とにかく綺麗にしたいんだから。その目的を果たすために議会もきっと反対して相手方も議会に対する不信感はあるんだろうけれども、なんかそういう話進めるための打ち合わせって言い方も変なんだろうけれども、なんか行政側の良い言い方するなら、手助けになればいいなって思うんだけど。

○議員（大久保建一君） これだけ気分害しておいて手助けなんてできるわけない。逆に任せたほうがいい。それこそ塩まかれる。

○議員（関口正博君） 進むのかな。

○議長（千葉 隆君） 一旦今ね、新しく建てるのと、改築すると、改築するのと新しく外の部分も水源も浄化施設作る、新しくしちゃう、そこをまず全くなしにしたんだから、今すぐのことは改修して一旦その温度差を、温泉が今42℃以上になって温泉に入れない状態だから、少し温泉に入ってゆったり話し合えるような時間を稼がないと。あっちだつて50℃か60℃になってると思うよ。

だから、そういうときにタイミング計らないと。それはやっぱりある程度この修繕が。お互いに話ついた時期から始めないと、町だつて修繕の話もできないのに泉源の話なんてしないと思う。

○議員（関口正博君） 温度低下に関しては、外部はようとう管の修理で今回も入ってるんだけど、それやれば直るから。元々の泉源の温度が保たれてるなら。

○議員（大久保建一君） 温泉の温度と感情をたとえた話。本当に温度が上がってるわけじゃない。

○議員（牧野 仁君） 一番問題なのは無償譲渡で町長が言ってる水源と温泉の部分で渡したいというのは飴玉じゃないけど、建て直すって条件で交渉してきたと思うんだ。それを町民に説明できるかってなかなか難しいよ、皆さん。それが一番の。

○議員（斎藤 實君） だからそれは議会でもって。

○議員（大久保建一君） だからやめた。

○議員（牧野 仁君） だから3月にそれをまた交渉するのは難しい話。

○議員（大久保建一君） けどいずれは渡さないとない。

○議員（牧野 仁君） それはハードルの高い話。

○議長（千葉 隆君） ハードル高いというのは一度は1億5千万円つけるって。それよりハードル高くなるってことを現時点で思わないと。だって1億5千万でやるっていってもいらないうんだから無償なんてありえない。相手方の。

○議員（関口正博君） あくまでも理想はね。だってそもそもお金付けてやるって話自体がおかしいでしょ。

○議員（牧野 仁君） そこまでしないと町長の思い水源とそれの。

○議員（関口正博君） それはけど方法論の話。賛成している人達の方法論と僕の方法論が違っていて話でそれはわかる。お金かけなかったら面倒くさくなってるから。

これはお金で解決しないとならないって俺は賛成者の意見もわかるし、ただそんなことしたら、これから先のことを考えたら町有財産だしってところで反対している。同じ会派だけど。

○議員（牧野 仁君） 財産だけど、今後のリスクを考えたらやむを得ない話。

○議員（関口正博君） 俺は理解できない。

○議員（倉地清子君） だって改築するってふうにしたときに、でも税金を払えないから辞めたって相手の言い分はそれはおかしいんじゃないのって普通に思うので。

だから、なんか信用できないって言い方はおかしいけれども、1年ってかたちにしても、また変わって行って延びていくのかってやっぱり思うので、終わらせたいって気持ちはみんな一緒だって。

○議員（大久保建一君） 約束破ったのは町も破ったから。町長が約束した改築をやらないんだから。

○議員（関口正博君） 最初の立て付けが悪くて。

○議員（三澤公雄君） 僕も町長が合意してきたから悪いだろうと思ったけど、ひらたさんからしたらこんな提案議会が通すわけないって現状でずるずるいくのがひらたさんはベストだって。

○議員（大久保建一君） そこまで考えてない。今まで町長が言ってきたこと何にも反対してきてないもん、議会。

○議員（三澤公雄君） どんな提案もどこかで繰り返すんじゃないかい。

○議員（大久保建一君） だから疑い出したらきりがないから。

○議員（斎藤 實君） 俺が心配するのはこれだけ議会が揉めてたら、ひらたさんいらないうんじゃないかなって。

（何か言う声あり）

○議員（大久保建一君） 温泉と浄水。

（何か言う声あり）

○議員（大久保建一君） 譲渡を受けないで借り続けたらいい。

○議員（関口正博君） それが一番向こうにとってはベスト。

（何か言う声あり）

○議員（関口正博君） だってそもそも今は町有施設ばかりで、自分のものっておぼこ荘しかないから。あとは全部町有施設。そういう中で営業してる。そもそも。だからいらんってことは言えないです、そもそも。

ただ、それを気を使ってしまったらよく担当課にも言われたけど潰れたらどうするんですかって。みんな同じ苦しみの中で経営している中で、そもそも泉源一つとったって毎年1千万1千500万ってそれで使用料120万円ですよ。毎年800万900万町が持ち出してるんですよ。

○議員（斎藤 實君） ただ17年のスタートの時点で相手にどれだけのことをいって当時の町長、担当者が認めたのかと、将来的に全部あげますってことで相当な条件を出してやったんじゃないかって僕は想定するんだけど。

○議員（三澤公雄君） それを延ばしているのが、ひらたさんだから。

○議員（黒島竹満君） それはそのときに千葉議長の一般質問の中で公募をかけれっていってそれをやらなかったんだから。だから町がやってくれって話じゃないと思う。

○議員（斎藤 實君） だから歴代町長悪かったんだべさ。

○議員（黒島竹満君） だって旅館組合でも公募かけたら、やるやついるんだから公募かけろってそのときに話してるんだから。旅館組合と話し合いしたときに。それをやらないんだから。やらなかった。だから旅館組合と話し合いしたときに言ってるんだから。

○議長（千葉 隆君） そのときには確約書。

○議員（黒島竹満君） うん、そういう流れになってるから。

○議員（斎藤 實君） だから歴代町長が一番悪い。

○議員（関口正博君） でも今の町長も悪いですよ。

○議員（斎藤 實君） はっきりしてるのは、手柄売ってるからさ。担当課は補修補修でいくより、そしてやるなら補修で直して引っ張っていくよりないんじゃないのって話でいるからさ。見え見えだもん。さっき町長言ったけれども。

○議員（関口正博君） 始まりから間違っていたこと。

○議員（斎藤 實君） ただその結論を出さないと。

○議員（関口正博君） だけどこれだけかかっているから。平成17年から今までかかって解決できない問題を今すぐここでなんてことも難しいのもよくよく承知してるんだけど、それほど根深い問題だっというのもよくよく承知してるんだけど。だからこそちゃんとした断固とした決意がなかったら解決できないんだらうなって、議会としても。そういう思いなんだけれども。

だから安易に契約の延長だけを認めてしまったら、また今までと同じことが起こるでしょって、いままでそうなんだから。

○議員（斎藤 實君） ただ俺が心配するのは、ざっくばらんだから。期間の延長は議会の議決じゃなくても延ばせる。だけど予算で出したときに勝手に延期して予算、俺知らないって言われるか

ら、いろいろと皆さんに説明してるわけだから。それが納得できる説明かどうかと言ったら個々のとらえ方に。

○議長（千葉 隆君） またそれ言ったら脅してるのかって言われるから。脅してるんじゃないかって理解してもらうようにこっちも話をして。脅してるって言われるから。

◎ 報告事項

○議長（千葉 隆君） もう一つ。

○議会事務局長（三澤 聡君） 先ほど皆さんのお手元に一枚ものの資料を配りましたが、これはこの資料の裏面を見ていただきまして、議会から町長に対して、議長から町長に対して、3月6日の全協で決まったこと、申し入れしています。それに対する回答が町長から来たということで皆さん方にお配りしておりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。

この内容についてはこのとおりでございますので、これをもって何かあるのであれば常任委員会なりで協議していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（千葉 隆君） このことについて何かありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） なければ夜も遅いのでこれで終わります。ご苦労様でした。

[閉会 午後 8時12分]